

令和4年度道の駅「うれしの まるく」イベント開催業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、道の駅「うれしの まるく」イベント開催業務において、公募型プロポーザル方式により業務受託者を選定する際の手続きについて、必要な事項を定める。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和4年度道の駅「うれしの まるく」イベント開催業務

(2) 受託業務の内容

別紙「道の駅「うれしの まるく」イベント開催業務委託公募型プロポーザル仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。なお、仕様書の内容は現時点で予定であり、今後、提案内容や協議により変更する可能性がある。

(3) 委託上限額

5,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(4) 履行期限

契約締結日から令和5年3月31日（金）まで

3 公募スケジュール

内容	期間等
公募開始	令和5年1月18日（水）
質問の受付期間	令和5年1月20日（金）～1月25日（水）
質問に対する回答	令和5年1月27日（金）
参加意向申出書の提出期限	令和5年1月31日（火）
企画提案書の提出期限	令和5年2月6日（月）
審査会	令和5年2月10日（金） 予定
審査結果通知	令和5年2月13日（月） 予定

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者

であること。

- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 募集開始の日からプロポーザル審査会の日までに、嬉野市から指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（契約の相手方が個人である場合にはその者を、契約の相手方が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であると認められること。
 - イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員又は暴力団員の配偶者が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員又は暴力団員の配偶者を利用するなどしたと認められる関係を有すること。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員又は暴力団員の配偶者に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる関係を有すること。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- (6) 市県民税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者。

5 実施要領等の交付

実施要領等の電子データについては、嬉野市役所のホームページからダウンロードし入手すること。なお、嬉野市役所の窓口又は郵送等での配付は行わない。

6 質問の受付

(1) 受付期間

令和5年1月20日（金）から令和5年1月25日（水）17時（必着）

(2) 提出方法

質問票（様式1）により、下記13「問い合わせ先」宛に、電子メール、FAX、持参により提出すること。なお、電話による質問の受付は行わない。

(3) 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、嬉野市ホームページに令和5年1月27日（金）までに掲載する。（個別の回答は行わない。）

7 参加意向申出書の提出

(1) 提出期限 令和5年1月31日（火）17時（必着）

(2) 提出方法 電子メール、郵送又は持参

※持参による提出の受付時間

8時30分～17時15分：月曜日から金曜日（祝日を除く）

(3) 提出書類

参加意向申出書（様式2）（1部）

(4) その他

ア 参加者は、参加意向申出書（様式2）の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。

イ 参加意向申出書の提出後、プロポーザルへの参加を辞退する場合には、辞退届（様式3）を提出すること。

8 企画提案書の提出

(1) 提出期限 令和5年2月6日（月）17時（必着）

(2) 提出方法 電子メール、郵送又は持参

※持参による提出の受付時間

8時30分～17時15分：月曜日から金曜日（祝日を除く）

(3) 企画提案書等

ア 公募型プロポーザル提出書類送付書（様式4）（1部）

イ 業務内容に関する企画提案書（任意様式）（8部）

ウ 会社概要及び過去3年間の類似事業の主な受注等の実績の提示（参考様式1又は任意様式）（8部）

エ 見積書（任意様式）（8部）

オ 収支計画書（任意様式）（8部）

（4）企画提案書の内容

企画提案書には、仕様書に記載している各内容を円滑かつ着実に遂行するために、仕様書に記載している目的、業務の内容を踏まえた提案を記載するとともに、次の事項を盛り込んだ提案とすること。

① 企画のコンセプト、全体イメージ

ア 企画内容

イ 全体スケジュール、実施体制

② 広報

ア 情報発信媒体を明確にした情報発信の詳細

③ 効果検証

ア 効果の検証方法

イ 効果を測定するための目標数値

ウ 選定した検証方法、目標数値の理由

④ その他提案事項

9 企画提案書等の提出に際しての留意事項

（1）失格または無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、提案書は無効になる場合がある。

ア 提出者が上記4に定める参加資格等を満たしていない場合。

イ 同一の者が2つ以上の提案書を提出した場合。

ウ 提案書の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合。

エ 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合。

オ 見積書の金額が、上記2（3）に記載した上限額を超過している場合。

カ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。

キ 提案書等の提出から当該業務の契約締結日までの間に、提案者（役員）が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合。

ク その他本実施要領又は嬉野市が予め指示した事項に対する重大な違反が認められる場合。

（2）辞退

提出書類を提出した後に辞退する場合は辞退届（様式3）を提出すること。

（3）費用負担

提案書等の作成及び提出に要する費用、並びにプレゼンテーションに要する費用は、提出者の負担とする。

(4) その他

ア 提案の実現可能性等を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。

イ 提出された提案書等は、返却しない。

ウ 提出された提案書等は、審査及び説明を目的として、その写しを作成し使用することがある。

エ 提出された提案書等は、提出者の情報保護の観点から、原則として非開示とする。ただし、提出書類に虚偽の記載があった場合等、必要に応じて開示することもある。なお、開示する際は、提案書等の写しを作成し、使用することができるものとする。

10 審査方法

(1) 審査会（プレゼンテーション）

ア 審査日程 令和5年2月10日（金）予定

※時間等詳細については、企画提案書等の提出後に連絡する。

イ 場所 嬉野市役所

ウ プロポーザルの所要時間 15分間の説明と5分間の以内の質疑を実施する。

エ 審査基準 別紙「審査基準及び配点表」のとおりとする。

オ 評価方法

審査項目毎に以下の評価基準により評価点をつける。なお、企画提案書等に記載がない場合にはその項目は0点とする。

カ 業務委託予定者の選定

各審査委員の合計評価点により、審査委員ごとに事業者を順位付けし、その平均順位の最も高かった者を業務委託予定者とする。その結果が同順位の場合、前項エ審査基準で定められている「企画構成」項目の合計点数が高かった者を業務委託予定者とする。なお、プロポーザル参加者が1者の場合、全審査委員の合計得点の平均が60点以上であることを条件とする。

キ プレゼンテーションに係る留意事項

① プレゼンテーションの実施順や具体的な開始時間などの詳細については、提案書提出期日後に通知する。

② プロポーザル参加者が審査会場に入室できる人数は3名までとする。

③ プロジェクター、スクリーン、電源は市が用意し、その他必要なものがある場合には、事業者が用意するものとする。

④ プレゼンテーションは、仮に本業務を受託した場合において、実際に業務の主

たる担当となる者が行うこと。

(2) 通知等

ア 審査結果については、採用、不採用にかかわらず、参加者全員に通知する。

イ 審査結果に関する説明請求

選定されなかった者は、審査結果通知送付日から起算して7日（土曜日及び日曜日を除く。）以内に、書面により審査内容を求めることができる。また、その回答は、書面が到達した日から起算して10日以内に行う。なお、回答の内容は、請求者及び最優秀者に関する以下の内容とする。

- ① 企業名
- ② 審査委員ごとの順位及び全体の平均順位

1 1 契約の締結等

(1) 仕様書の協議等

選定した業務委託予定者と嬉野市が協議し、委託候補者から提案された内容を反映させて仕様書を確定し、契約を締結する。

(2) 契約金額の決定

契約金額は、上記1 1 (1)により確定した仕様書に基づき、改めて見積書を徴収し決定する。なお、見積金額は予算額を超えないものとする。

(3) その他

委託候補者と嬉野市との間で行う協議が整わない場合、委託候補者から改めて徴収した見積書が上限額（上記2 (3)）を超えている場合又は委託候補者が契約を辞退した場合は、次点の者を委託候補者とする。

1 2 その他

新型コロナウイルス感染症の感染状況によって、業務を見直すことがある。

1 3 問い合わせ先

嬉野市 建設部 新幹線・まちづくり課（道の駅「うれしの まるく」内）

〒843-0301 佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿甲 4370 番地 2

TEL：0954-27-8709 FAX：0954-27-8809

Email：machizukuri@city.ureshino.lg.jp

嬉野市 HP: <http://www.city.ureshino.lg.jp>